

高速自動車国道を利用する方へ

令和6年3月1日に公布された道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本年4月1日から高速自動車国道における大型貨物自動車及び特定中型貨物自動車（三輪のもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）の法定最高速度が、

80キロメートル毎時 → 90キロメートル毎時

に引き上げられます。

高速自動車国道における法定最高速度（令和6年4月1日以降）

自動車の種類			法定最高速度
①	大型乗用自動車	特定中型貨物自動車以外の中型自動車	100km/h
	準中型自動車	普通自動車	
②	大型自動二輪車	普通自動二輪車	
③	大型貨物自動車	特定中型貨物自動車	90km/h
上記①又は③のうち、三輪のもの及び他の車両を牽引しているもの 大型特殊自動車			80km/h

- ☆ 高速自動車国道…高速自動車国道法第4条第1項に規定する道路
- ※ 九州自動車道などが該当しますが、都市高速道路は該当しません。
- ★ 特定中型貨物自動車…車両総重量8トン以上、最大積載重量5トン以上又は乗車定員が11人以上の中型自動車のうち、専ら人を運搬する構造のもの以外のもの
- ※ 8トン限定の条件が付与された中型免許では運転することができない車両です。

高速道路を安全・快適に利用するために

↓ ↓ **交通ルールを守りましょう！** ↓ ↓

- 最高速度を守り、十分な車間距離を保って走行しましょう。
- 進路変更や追越しをするときは、安全確認と早めの合図を行いましょう。
- 追越しをするときは、追い越す車の右側を通行しましょう（左側追越し禁止）。
- 追越しのため、最も右側の車両通行帯（追越し車線）を通行するときは、追越しが終わった後、速やかに元の車両通行帯（走行車線）に戻りましょう。
- 天候や周囲の交通状況等に応じた安全な速度で運転しましょう。